

参考資料 (財政運営関係)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

第3章 取り組む施策

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

(2) 生活・暮らしへの支援

〈お困りの方々への支援等〉

(略)

雇用調整助成金の特例措置等は、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長する。具体的には、業況特例、地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続する。その他については、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は段階的に見直す。

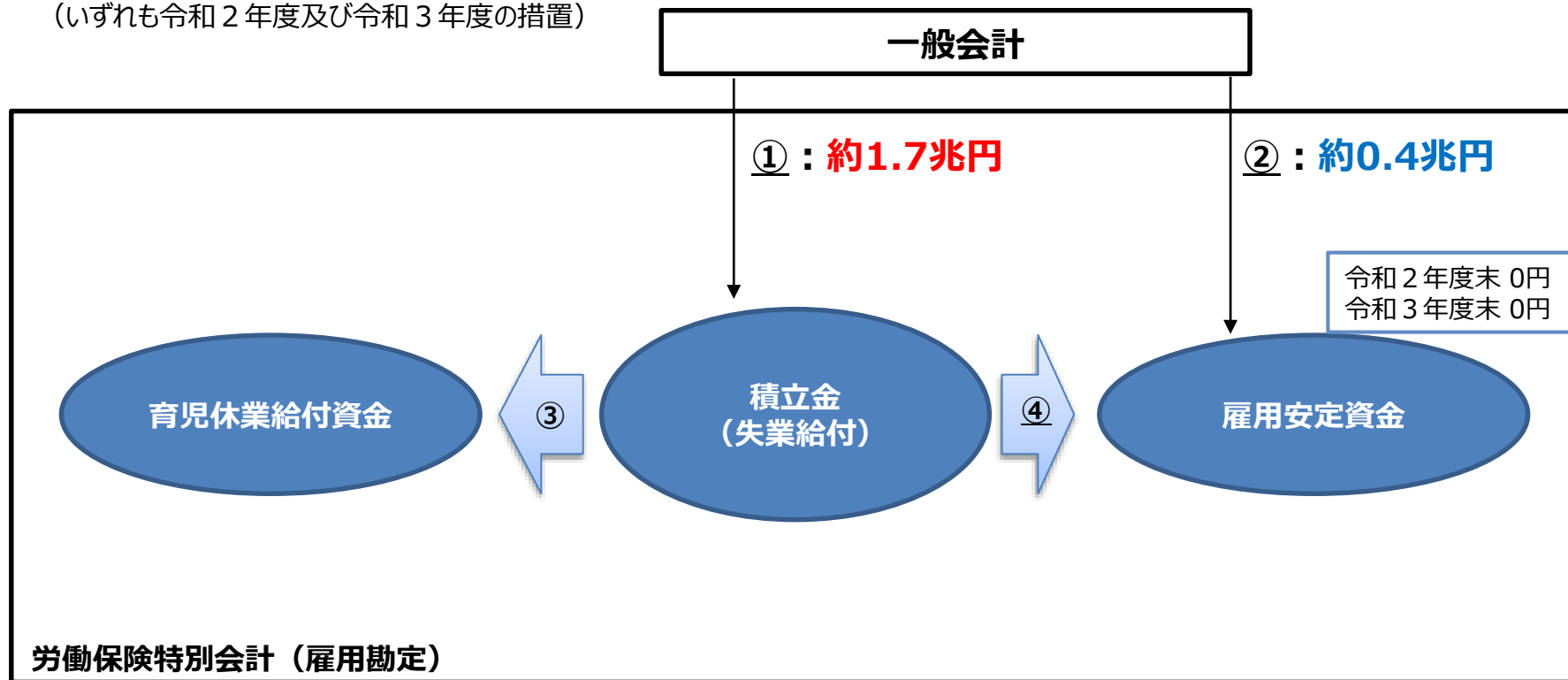
同時に、成長分野等へ労働者が円滑に移動できる環境整備等を図るため、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を助成金でしっかりと支援するほか、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業の強化を行う。

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。

⇒ 令和3年度補正予算案に、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への約2.2兆円の繰入れを計上。

令和3年度補正予算案による一般会計からの繰入額の内容

- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。
(いずれも令和2年度及び令和3年度の措置)



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

失業等給付関係収支状況

(単位:億円)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 収支イメージ(注1) |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------------------|
| 収入 | 10,881 | 11,242 | 11,386 | 4,087 | 2.2兆円 |
| うち 保険料収入 | 10,587 | 10,879 | 11,099 | 3,809 | 0.4兆円 |
| うち 失業等給付に係る 国庫負担金 | 184 | 208 | 230 | 230 | 1.8兆円 |
| 支出 | 16,402 | 17,155 | 18,148 | 15,180 | 1.6兆円 |
| うち 失業等給付費 | 14,988 | 15,727 | 16,626 | 13,826 | 1.4兆円 |
| 差引剰余 | ▲ 5,521 | ▲ 5,913 | ▲ 6,762 | ▲ 11,094 | 0.6兆円 |
| 雇用安定事業費へ貸し出し | — | — | — | ▲13,951 | ▲1.2兆円 |
| 積立金残高 (雇用安定事業費へ貸出累計) | 57,545 — | 51,632 — | 44,871 — | 19,826 (13,951) | 1.3兆円 (2.6兆円) |

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度までは決算額(翌年度繰越額含む)、令和3年度は補正予算案と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の見込額を計上している。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

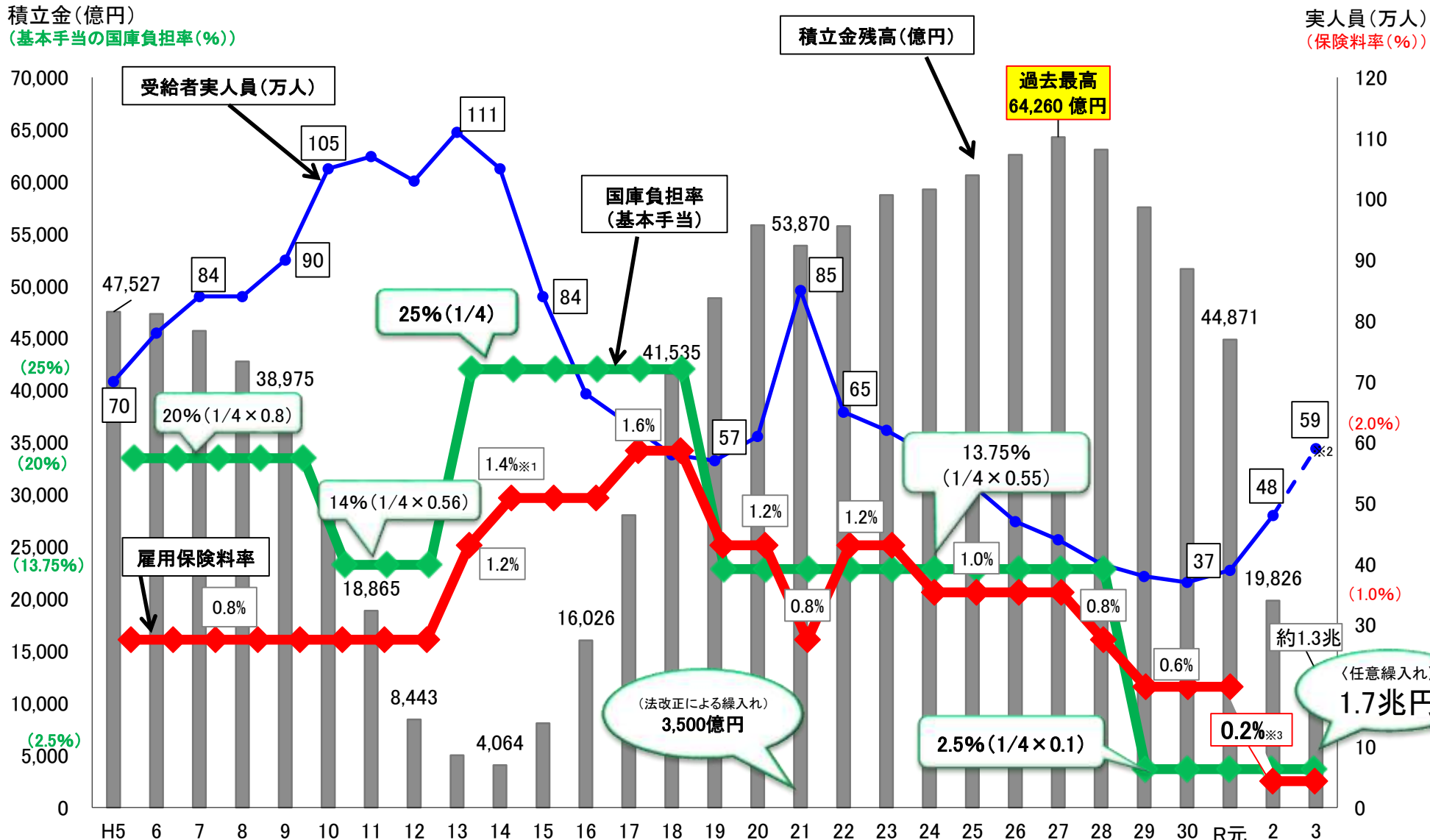
雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

| | H29年度 | 30年度 | R元年度 | 2年度 | 3年度 収支イメージ ^(注1) |
|----------------------|--------|--------|--------|---------------------------|-------------------------------|
| 収 入 | 6,245 | 5,892 | 5,735 | 26,900 | 3.4兆円 (うち前年度繰越分 0.7兆円) |
| うち 保険料収入 | 5,290 | 5,425 | 5,546 | 5,709 | 0.6兆円 |
| うち 一般会計より受入 | — | — | — | 6,956 | 0.8兆円 |
| うち 積立金より受入 (借り入れ) | — | — | — | 13,951 | 1.2兆円 |
| 支 出 | 4,517 | 4,796 | 4,725 | 42,310 | 3.4兆円 |
| うち雇用調整助成金等 | 27 | 20 | 43 | 36,782 (うち翌年度繰越 6,687) | 2.7兆円 (うち前年度繰越分 0.7兆円) |
| (雇用調整助成金) | 27 | 20 | 43 | 36,374 | 2.6兆円 |
| うち 上記以外 | 4,490 | 4,776 | 4,682 | 5,528 | 0.7兆円 |
| 差 引 剰 余 | 1,729 | 1,096 | 1,010 | ▲ 15,410 | 0 |
| 安 定 資 金 残 高 | 13,305 | 14,400 | 15,410 | 0 | 0 |
| (積立金からの借り入れ累計額) | — | — | — | (13,951) | 2.6兆円 |

- (注) 1. 令和3年度は補正予算案と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の収支イメージを記載している。令和2年度までは決算値。
 2. 令和2年度と令和3年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円が、それぞれに含まれている。
 3. 令和元年度までの安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移



(注) 積立金残高は、令和2年度までは決算額、令和3年度は見込ベースであり、また雇用安定事業への貸し出し額（令和2年度：1兆3,951億円、令和3年度：1.2兆円程度）を織り込んだ額。

※1 平成14年度は10月から弾力条項により2/1,000 引上げ

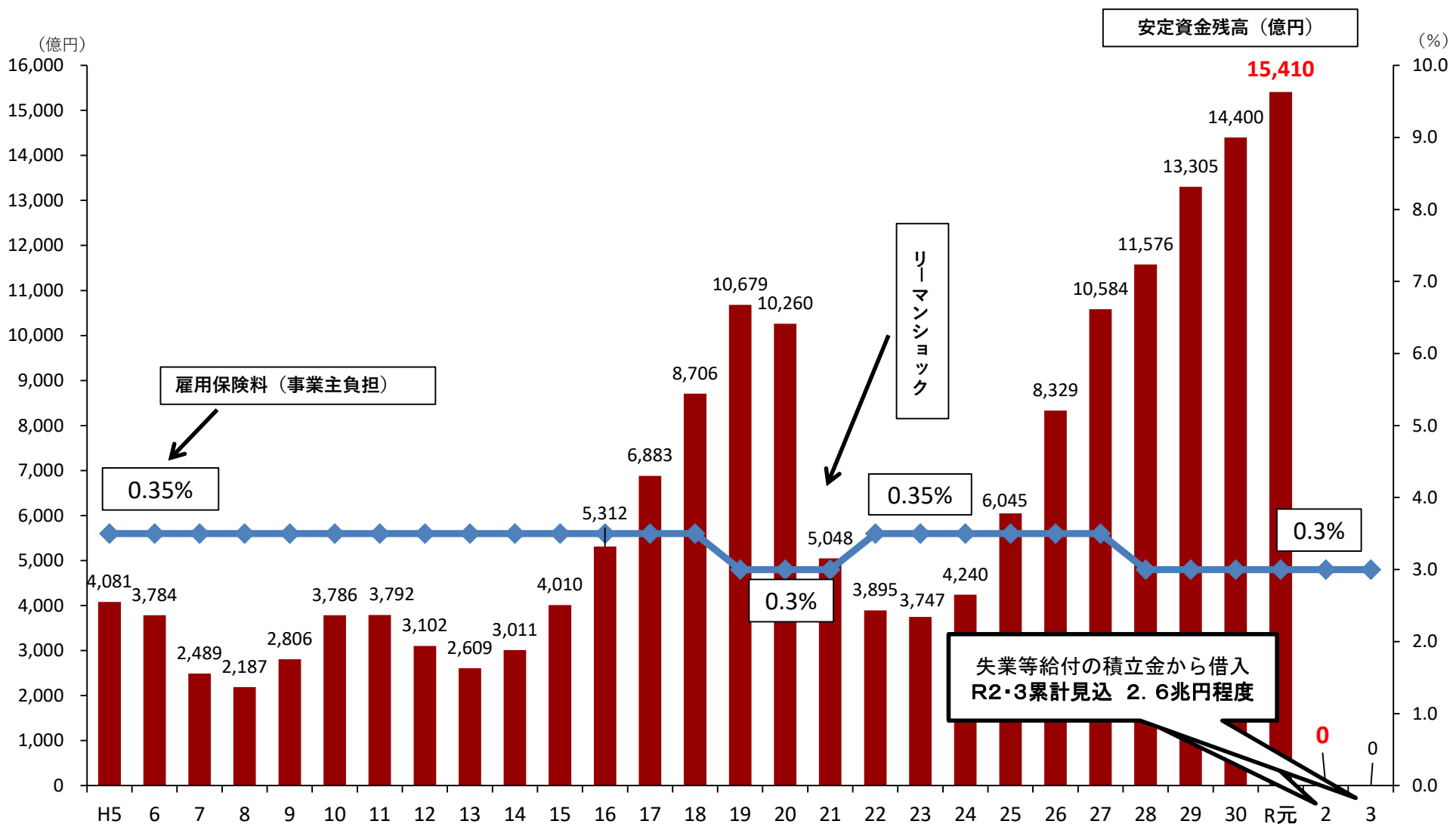
※2 当初予算上の年度月平均

※3 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率（4%）を切り離している。

※4 国庫負担率は、基本手当分について掲記している。

〈任意繰入れ〉
1.7兆円

雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2~3年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1.2兆円程度)を織り込んでいる。

※年度末見込ベース

受給者実人員に応じた雇用保険財政の運営イメージ

- 現行の保険料率(失業等給付分0.8%)は、平成28年改正時に、過去10年の平均受給者実人員(61万人)を想定して設定。
- 支出面/収入面それぞれについて、直近の実績をもとに、以下の前提を置いて、概ね収支が均衡する単年度の財政運営イメージを示すと以下のとおり。

《支出面》

- ・ 主として、基本手当の受給者実人員に応じて変動。
受給者実人員60万人の場合、支出は約1兆5,500億円(※うち、一般求職者給付の額は約9,400億円)
※平成30年度～令和2年度決算を基礎として、特例延長給付、追加給付等の影響を除いて算出。
- ・ 実人員が10万人増減するごとに、±約1,600億円/年
- ・ 過去実績から見ると、実人員の変動幅はおおよそ40万～80万人程度。
(約37万人(平成30年度) ～ 85万人(平成21年度))※平成16年度以降

《収入面》

- ・ 保険料収入は、1‰当たり約1,900億円(例:令和2年度決算 3,809億円(2‰))
- ・ 国庫負担は、対象となる額×負担割合

(上記を踏まえた財政運営イメージ)

| 受給者実人員 | 40万人 | 60万人 | 80万人 |
|----------------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 支出 | 1兆2,300億円 | 1兆5,500億円 | 1兆8,700億円 |
| 収入 ※雑収入20億円を含め、 百億円単位で四捨五入 | 1兆1,600億円 ～1兆3,100億円 | 1兆5,500億円 ～1兆7,700億円 | 1兆9,400億円 ～2兆2,300億円 |
| うち保険料(率) | 1兆1,400億円 (6‰) | 1兆5,200億円 (8‰) | 1兆9,000億円 (10‰) |
| うち国庫負担 ※上から10%、55%、 本則水準 | 170億円 935億円 1,700億円 | 250億円 1,375億円 2,500億円 | 330億円 1,815億円 3,300億円 |

雇用保険料について

○ 原則

15.5/1000（徴収法第12条第4項柱書本文）

| | | |
|---------|------------------------|---------------------|
| 失業等給付分 | : 8/1000 | ※ 労使折半（徴収法第31条第1項） |
| 育児休業給付分 | : 4/1000 | ※ 労使折半（徴収法第31条第1項） |
| 二事業分 | : 3.5/1000（徴収法第12条第6項） | ※ 事業主負担（徴収法第31条第3項） |

○ 暫定措置（平成29年度から令和3年度まで）

13.5/1000（徴収法附則第11条第1項）

| | |
|---------|-------------------|
| 失業等給付分 | : 8/1000 → 6/1000 |
| 育児休業給付分 | : 4/1000 |
| 二事業分 | : 3.5/1000 |

○ 弾力条項（*）による令和3年度保険料率

13.5/1000 → 9/1000（徴収法第12条第5項（附則第11条第2項）、徴収法第12条第8項）

| | |
|---------|---------------------------------|
| 失業等給付分 | : 6/1000 → 2/1000 |
| 育児休業給付分 | : 4/1000 |
| 二事業分 | : 3.5/1000 → 3/1000（徴収法第12条第8項） |

* 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能

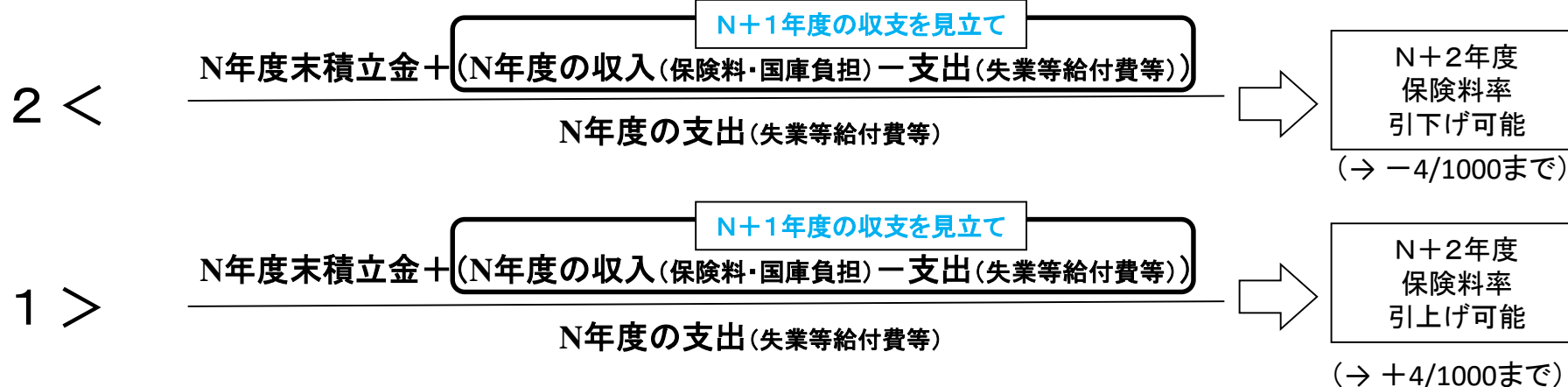
| | 事業主負担 | 労働者負担 | 計 |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|
| 失業等給付のための保険料及び 就職支援法事業のための保険料率 | 1/1,000 | 1/1,000 | 2/1,000 |
| 育児休業給付のための保険料率 | 2/1,000 | 2/1,000 | 4/1,000 |
| 二事業のための保険料率 | 3/1,000 | なし | 3/1,000 |
| 計 | 6/1,000 | 3/1,000 | 9/1,000 |

雇用保険料の弾力条項の考え方

※令和3年4月1日現在

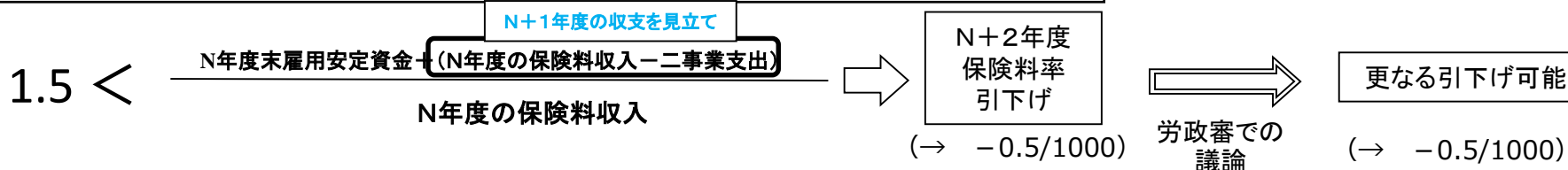
1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則 8 / 1000 (労使折半) ※令和2年～令和3年度 6 / 1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項(徴収法第12条第5項)



雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)

雇用保険二事業に係る弾力条項(徴収法第12条第8項及び第9項)



失業等給付等に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付等に要する費用の一部を負担している。

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・介護休業給付

育児休業給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ・高年齢雇用継続給付
- ・教育訓練給付
- ・就職促進給付

国庫負担の現状

- 雇用保険（失業等給付）の**国庫負担については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。**（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする**」とされている。
- 平成29年度から令和3年度までの間は、**国庫負担率については時限的に100分の10に引下げられている。**
(基本手当の場合、13.75% (本来負担すべき額の55%) ⇒ 2.5% (同10%))

<参考：雇用保険法附則>

(国庫負担に関する暫定措置)

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による**国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。**

2・3 (略)

第十四条 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、**国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。**

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和四年四月一日以降**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。**

近年の雇用保険料率と国庫負担割合の変遷と考え方

| | H19年度～ | H21年度 | H22年度～ | H24年度～ | H28年度 | H29年度～ | R2～R3年度 |
|--------------|----------------------|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------|--|
| 保険料率 【本則】 | 12/1000 【16/1000】 | 8/1000 ※法改正時限 | 12/1000 【16/1000】 | 10/1000 【14/1000】 | 8/1000 【12/1000】 | 6/1000 【10/1000】 | 2/1000 【6/1000】 ※育休給付 (4/1000)を区分 |
| 国庫負担割合 | (当分の間) 本則の55% | | | | | (H29～R3年度 までの間) 本則の10% | |

(H19年改正時 部会報告抜粋)

雇用保険制度の前身である失業保険法時代より国庫も失業等給付に係る費用の一部を負担しているのは、雇用保険制度における最も主たる保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用対策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであるとの考え方によるものである。このような経緯や雇用保険の被保険者等の期待等を勘案すると、失業等給付に係る国庫負担の制度を全廃することは、国の雇用対策に係る責任放棄につながり、適当ではない。

ただし、行政改革推進法の趣旨を踏まえ、かつ、雇用保険財政の状況や従前実施した国庫負担の縮減方法等にかんがみ、雇用保険制度の安定的運営を確保できることを前提に、(中略)以下のような措置を取ることやむを得ないものとする。

- ② 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げることをとする。

(H28年改正時 部会報告抜粋)

失業等給付に係る財政収支に関しては近年黒字基調で推しており、(中略)平成26年度末の積立金残高は6兆2,586億円となっている。

そこで、過去10年間(平成17年度から平成26年度まで)の平均的な雇用情勢(受給者実人員約61万人)を想定すると、その場合に収支が概ね均衡となる雇用保険料率は12/1000程度となる。

(中略)弾力条項を発動して8/1000に引き下げたケースを想定して試算を行った場合、平均的な雇用情勢を前提とすると、引き続き雇用保険財政の安定的な運営が確保できることが窺える。

(H29年改正時 部会報告抜粋)

(保険料率)

引き続き雇用情勢の改善が進み、平成27年度末の積立金残高が6兆4,260億円となり、必要な水準の目安である弾力倍率2を大きく上回るようになっていくことから、安定的な運営が維持されうると見込まれる3年間に限り、雇用保険料率を2/1000引き下げ、労使の負担軽減を行うべきである。

(国庫負担)

過去保険料率とあわせて国庫負担についても一定軽減してきた例があることも踏まえ、(略)経済対策において「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、(略)平成29年度(2017年度)から実現する」とされていることを考慮し、国庫負担について、3年間に厳に限定し、法律上もそれを明記した上で、本来負担すべき額の10%に相当する額とすることもやむを得ない。